

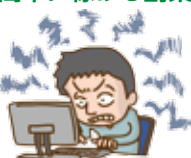
一人で契約する時に気を付けることは？ ～消費生活センターからのお知らせ～

成人になると、保護者の同意なく契約できるようになりますが、自分自身が責任を負わなくてはなりません。「悪質事業者のターゲットになる」「多重債務に陥る」などのトラブルに巻き込まれないために、契約について学びましょう。

◆ 契約とは？契約書がなくても契約は成立する

コンビニでおにぎりを買うのも、ネットショッピングも、電車に乗るのも、お医者さんに行くのも全部契約です。「商品を買います」「商品を売ります」などお互いが合意した時点で売買契約は成立し、守らなければならない権利と義務が発生します。契約書は契約内容をはっきりさせるためのものであり、契約書がなくても契約は成立します。契約すると自分の都合で勝手に契約をやめることはできないため、よく考えてから契約しましょう。

◆ 若者が陥りやすいトラブル事例

陥りやすいトラブル事例	未成年者契約の取消権  親に内緒で友達とバイクを購入。親に返品するように言われた。友達は「未成年者契約の取消権」で返品できたが、自分は成人だったので返品できなかった。	簡単に稼げる副業  「ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる」という情報商材を40万円で購入したが、指示通り作業してもまったく儲からない。	クレジットカードリボ払い  買い物をする時に、クレジットカードのリボ払いで支払っているが、利用残高が減らず、なかなか支払いが終わらない。	体験脱毛エステ  体験で脱毛エステに行き「今だけのキャンペーン」と言われ高額なコースを契約した。なかなか予約が取れないため解約しようとしたら解約料を請求された。
	アドバイス 未成年者が親の同意を得ないで契約した場合、原則として契約を取り消せます。しかし、成人になってから商品を受け取ったり代金を支払った契約は取り消すことができません。	「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告や、「返金保証」「儲かるまでサポートする」などの説明にはご注意ください。友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。	リボ払いは毎月一定金額を支払う支払方法で、返済期間が延びると長い期間手数料（利息）を支払うことになります。明細書をこまめにチェックし、クレジットカードは計画的に利用しましょう。	1カ月を超え、かつ5万円を超えるエステ契約は、契約8日以内ならクーリング・オフできます。8日を過ぎた場合は中途解約ができますが、法律の範囲内の解約手数料が請求されます。

◆ 困ったら消費生活センターにご相談を

受付日時 来所：平日 9 時～ 16 時 電話：平日 8 時 30 分～ 17 時
場所：市役所中央棟 1 階 ☎ 574-2233

伊達市成人式は引き続き 20 歳が対象 ～生涯学習課からのお知らせ～

成年年齢が 18 歳に引下げられた後の「成人式」のあり方について、伊達市では下記の理由から、引き続き 20 歳を対象に「伊達市二十歳のつどい（仮）」を開催します。

対象年齢を 20 歳とする理由

- ①これまで 20 歳の人を対象に長い間実施されており、地域や市民にも広く定着しているため
- ②対象を 18 歳とした場合、多くが大学受験や就職活動の時期と重なり、本人や家族の負担が大きくなる懸念があるため

令和 5 年 伊達市二十歳のつどい（仮）

令和 5 年 1 月 8 日⑥

※新型コロナウイルスの状況により変更する可能性があります。



☎ 生涯学習課生涯学習スポーツ係 ☎ 573-5709

4 月から成年年齢が引き下げられます 18 歳から“大人”に！

2022 年 4 月から、成年年齢が現行の 20 歳から 18 歳に引き下げられます。成年の定義が見直されることで何が変わるのか、私たちの暮らしにどのような影響があるのか、心構えをしておきましょう。



成年年齢はいつから変わる？

明治時代から約 140 年間、日本での成年年齢は 20 歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022 年 4 月 1 日から、成年年齢が 20 歳から 18 歳に変わります。2022 年 4 月 1 日に 18 歳、19 歳の人が新成人となり、現在、未成年の人は、生年月日によって新成人となる日が、次のようになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002 年 4 月 1 日以前生まれ	20 歳の誕生日	20 歳
2002 年 4 月 2 日から 2003 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	19 歳
2003 年 4 月 2 日から 2004 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	18 歳
2004 年 4 月 2 日以降生まれ	18 歳の誕生日	18 歳

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を 18 歳と定めるなど、18 歳、19 歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18 歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が 18 歳に引き下げられることになりました。なお、世界的にも成年年齢を 18 歳とするのが主流となっています。

成年に達すると何が変わる？

成年に達すると、未成年のときと何が変わるのでしょうか。

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになるということです。

◆ 成年年齢の引下げで変わるもの・変わらないもの

18 歳（成年）になったらできること	20 歳にならないとできないこと（これまでと変わらないこと）
◆親の同意がなくても契約できる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10 年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚（女性の結婚可能年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられ、男女ともに 18 歳になる） ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通自動車免許の取得は従来と同様「18 歳以上」で取得可能	◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得 ※健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持



※ 14 ページの記事は政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」から一部抜粋して掲載しています。